

【浜松市アーチェリー協会規約】

第1章 名称及事務局

第1条 本会は浜松市アーチェリー協会と称し、事務局を事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は浜松市アーチェリー協会を組織する統一機関であり、アーチェリーの健全な普及と競技力の向上を目指し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 浜松市アーチェリー協会や静岡県下の競技会の開催並びに後援。
- (2) アーチェリー技術向上のための研究並びに指導。
- (3) 加盟団体相互の連携。
- (4) その他本会の目的に必要な事項を行う。

第3章 組織

第4条 本会は浜松市アーチェリー協会の会員を以て組織する。

第4章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 顧問 | 若干名 |
| (2) 会長 | 1名 |
| (3) 副会長 | 1名 |
| (4) 理事長 | 1名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 理事 | 若干名 |
| (7) 専門委員 | 若干名 |
| (8) 会計 | 1名 |
| (9) 監事 | 2名 |

第6条 会長・副会長は理事会で推挙する。

第7条 理事は会員の中から選出し理事会の承認を得る。

理事長・事務局長・会計は理事の互選により定める。

専門委員は会員の中から選出し理事会にて承認を得る。

理事は理事会を構成し会務を処理する。

第8条 監事は理事会の議を経て会長が委嘱する

第9条 会長は本会を代表して会務を統括する。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第11条 理事長は理事会の定めに従い会務の執行にあたる。
会長は理事会において理事の3分の2以上の同意があれば議長を行うことができる。

第12条 監事は本会の会計を監査する。

第13条 役員の任期は2ヵ年とするが専門委員は1ヵ年とする。
但しそれぞれの再選を妨げない。

第14条 本会に顧問を置くことができる。
顧問は理事会の議を経て会長が委嘱する。
重要事項につき諮問に応じる。また 顧問は会議に出席して意見を述べるができる。但し、議決権は有しない。

第5章 会議

第15条 本会の会議は理事会とする。

第16条 理事会は年1回会長が招集する。
但し会長が必要と認めたとき、若しくは理事の3分の1以上から会議や目的事項を示して請求した場合は速やかに招集しなければならない。

第17条 理事会は本会の決議機関であり会の重要事項を審議決定する。
次のものは理事会の議を経なければならない。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 規約の制定に関すること。

第18条 会議は2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の決議をもって定める。
賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
但し本会の規約改正は、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第19条 理事会にて議決された決議は速やかに年1回の総会を開き、全会員に周知する。

第6章 会計

第20条 本会の経費は会費・補助金・寄付金・事業収入及びその他の収入を以てあてる。

第7章 加盟及び脱退

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第22条 理事会において、本会の会員として不適切等と認められたときは、これを脱退させることができる。

第8章 附則

第23条 本規約は令和元年6月2日より効力を生ずる。

(規 定)

- 1、会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し理事長の承認を得るものとする。
- 2、会員は退会届を会長に提出し任意に退会することが出来る。
- 3、年会費は次のとおりとする。
年会費 一般3,000円 高・中学生1,000円 小学生300円
- 4、慶事祝金 10,000円 弔事 生花15,000円
激励金 予選を通過した全国大会出場者3,000円・
予選を通過した海外試合出場者15,000円
報奨金 全日本選手権・国体・インターハイの優勝者には理事会にて金額を協議して決定する。(上記対象者は会員に限る)
- 5、物品購入について100,000円以上は理事会にて決め
100,000円未満は3役で決めることが出来る。
(決定については経緯書と領収書添付する)
- 6、三役は理事長・事務局長・会計とするが、必用な時他の会員も出席できる。
- 7、会員名簿の作成は年度始めに行う。
- 8、毎年財産目録を作成する。
- 9、初心者教室、講師は2名、1名につき1回1,000円の指導料

*本会に関する文書は事務局長が保管する。

令和2年4月1日より有効